

(目的)

第2条 この要綱は、公的助成を受けられない軽度又は中度の聴覚障害児（以下「難聴児」という。）の保護者に対して市が補聴器購入費を助成することにより、難聴児の早期からの言語発達、コミュニケーション能力の獲得及び学力向上を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補聴器購入費 新たに補聴器を購入する経費又は補聴器の修理に要する経費若しくは別表第1に定める耐用年数が経過した後に補聴器を更新する経費をいう。

(2) 交付対象児 18歳未満の難聴児で、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

ア 市内に住所を有している者

イ 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、法令の規定に基づく補聴器の交付対象とならない者

ウ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者

(3) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。

(助成対象者)

第4条 この要綱による助成を受けることができる者は、交付対象児の保護者（以下「助成対象者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者又はその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかのものが補聴器を購入し、又は修理を受けた月の属する年度（ただし、その月が4月から6月までの場合は、その前年度とする。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円以上のときは、この助成金の交付の対象としない。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付の申請をしようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、難聴児補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する知事の定める医師が、交付対象児の聴力検査を実施した上で交付した意見書（様式第2号）

- (2) 前号の意見書に基づき、補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書
- (3) 補聴器の仕様書
- (4) その他市長が必要と認めるもの